

令和3年1月定例会議事録

令和3年
第1回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年1月7日(木) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(13名)

1番	西川 ひとみ	2番	田中 敏信	3番	伊藤 克巳
4番	石原 晃	5番	大井 幸男	7番	森川 朝子
8番	加藤 芳正	9番	時田 昌子	10番	山田 倉造
12番	服部 春彦	13番	佐藤 文恵	15番	大曾根 佳明
16番	岩田 悟				

4. 欠席委員(3名)

6番	花村 直良	11番	浅野 喜代子	14番	宮田 圭
----	-------	-----	--------	-----	------

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名者の指名について
- 第 2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第 4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第 5 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出報告について
- 第 8 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について
- 第 9 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

産業振興部長	永田 久男	農政課長	渡邊 誠
農政企画担当課長(兼)農政係長	柴田 真佐雄	事務局長	柴田 泰宏
局長補佐	横山 健司	農地係長	片山 真理子

7. 会議の概要

- 事務局長 「本日の出席委員は16名中13名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」
- 議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第1回羽島市農業委員会の開会を宣言する。
-

第1 議事録署名者の指名について

- 議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、13番委員及び15番委員を指名する。
-

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議長 『議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を上程し、事務局に説明を求める。
- 局長補佐 「番号1番は農地の贈与であり、申請地は、面積419㎡の1筆、地目は田で、農業振興地域内、農用地区域内の農地です。
譲受人は、経営面積が162.5アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約800mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。
以上1件について、ご審議をお願いします。」
- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第1号について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第1号については、許可決定といたします。」

第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の内、番号1番及び2番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号1番及び2番については、関連した案件のため、まとめて説明させていただきます。転用事業者は、所有する農地に営農型太陽光発電設備を設置し、下部で椎茸の原木栽培を行いたいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置する第2種農地に該当するため、10年以内の一時転用許可となります。

申請者は椎茸栽培の経験はありませんが、パネル下部において椎茸栽培を行っている小牧市の農場や、原木を入手する予定の会社等から営農にあたっての指導を受ける計画となっています。

許可後1年目は椎茸栽培に必要な散水設備や排水設備を設置するため作付けは行いません。2年目の秋から冬にほだ木を入手し、菌を植えつけ、3年目の秋から収穫ができるようになります。ほだ木は1年に80本ずつ増やしていく予定をしています。またパネル下部の農地においては椎茸栽培の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないことが必要となります。

太陽光発電設備の支柱の高さについては農林水産省の通知において農業者が作業を行うために最低地上高はおおむね2メートル以上の高さを確保することとなっています。申請者の計画では支柱は160センチから252センチのこう配のある施設となっており、2メートルを下回っている部分もありますが、作業には支障がないことを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。」

○議長 「それでは、申請者に入室していただき、事業計画等について説明していただきます。」

(申請者、入室)

「それでは、申請者の方は、事業計画等について説明をお願いします。」

○申請者 「営農型太陽光発電パネルの下部において、椎茸の原木栽培を行う計画であります。1年目は、パネルを設置した後、羽島市で椎茸栽培を行うために必須となる散水設備や、大雨等の対策として排水設備を設置します。その他、ほだ木から椎茸を発芽させる際に必要となる簡易プールのような、ほだ木を水に浸すための施設も設置します。2年目においては、ビニールハウスを設置し、冬頃にほだ木を購入して菌の植え付け作業を行う予定です。また、ほだ木は毎年80本ずつ数年間増やしていく予定です。収穫は秋と春の年2回となります。栽培の技術指導については、原木や椎茸菌を購入する予定の会社をお願いしてあります。」

○議長 「申請者に対して、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「椎茸は山地等での栽培が多いと思いますが、羽島市のような平地でも栽培は可能なのですか。」

○申請者 「小牧市などで実際に栽培されている方に見学もさせていただきましたが、椎茸栽培には太陽光も不要ですし、寒冷紗でパネルの下部を囲い、風もほとんど入らないようにすることで、しっかりと育つようです。」

○委員 「ビニールハウスをこれから設置される計画のようですが、作業場としてのみ使用するのか、ほだ木の保管スペースとしても使用するのか。」

○申請者 「作業場としても当然使用しますが、椎茸の原木については、水に浸して立て掛ける形で発芽させますが、その発芽には一定の温度が必要なため、ビニールハウスを使用します。」

- 委員 「立てた状態で栽培した場合と井桁を組んで栽培した場合とでは、収量に大きな差が生じるのですか。」
- 申請者 「収量的には変わらないと思いますが、作業面積がより小さくて済む井桁伏せを採用する予定です。」
- 委員 「年に数回、ほだ木の天地返しも必要となるのですか。」
- 申請者 「それは特に必要ないと考えております。」
- 議長 「他にご質問等はございませんか。」
- 委員 (質問・意見なし)
- 議長 「それでは、申請者の方にはここで退室していただきます。」
- (申請者、退室)
- 議長 「ただいまの申請者からの説明も踏まえまして、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 「営農型太陽光発電設備の下部で椎茸栽培を行うのは、羽島市では初めてのケースですか。」
- 農地係長 「羽島市では初めてのケースです。」
- 議長 「他にご質問等はございませんか。」
- 委員 (質問・意見なし)
- 議長 「ご発言もないようですので、採決いたします。議案第2号の内、番号1番及び2番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 (挙手、多数)

- 議長 「賛成が多数ですので、議案第2号の内、番号1番及び2番については、許可相当として意見を決定いたします。」
続いて、議案第2号の内、番号3番を上程し、事務局に説明を求める。
- 農地係長 「転用事業者は、所有する農地に営農型太陽光発電設備を設置し、下部でサカキの栽培を行いたいとの申請です。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であるため、3年以内の一時転用許可となります。
申請地の1, 256㎡の面積の内、発電設備の設置面積は478.37㎡であり、下部においてはサカキの栽培を行い、下部以外の農地777.63㎡においてはミカンを栽培されるということです。
なお、申請者は既に別の場所において、同様に営農型太陽光発電施設を設置し、パネル下部でサカキの栽培を行っております。
事務局からの説明は以上となります。」
- 議長 「それでは、申請者に入室していただき、事業計画等について説明していただきます。」

(申請者、入室)

「それでは、申請者の方は、事業計画等について説明をお願いします。」
- 申請者 「営農型太陽光発電パネルの下部において、サカキの栽培を行う計画であります。今回で3箇所目の設置となりますが、サカキについては出荷までに6～7年かかりますが、他の2箇所についても4年目と2年目であるため、未だ出荷には至っていない状況ではあります。
農地を有効活用するため、計画させていただきました。」
- 議長 「申請者に対して、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 (質問・意見なし)
- 議長 「それでは、申請者の方にはここで退室していただきます。」

(申請者、退室)

「ただいまの申請者からの説明も踏まえまして、何かご質問等はありませんか。」

○委員 「許可期間は3年ということですか。」

○農地係長 「農用地区域内の農地の場合は、許可期間は3年以内となりますので、今回は3年とする予定です。先ほどの番号1番・2番の案件のように、第2種農地や第3種農地の場合は、許可期間は10年以内となります。」

○議長 「他にご質問等はありませんか。」

○委員 (質問・意見なし)

○議長 「ご発言もないようですので、採決いたします。議案第2号の内、番号3番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第2号の内、番号3番については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号1番については、転用事業者は、市内で内科診療所を経営し

ておりますが、申請地を取得し、内科診療所兼住居として利用したいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置するため第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4号、「周辺の地域において居住する者の日常生活必要な施設で集落に隣接して設置されるもの」の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地の北側・西側は道路、東側は水路、南側は田となっており、東側・南側にはコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障のないようにします。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 「周辺の地域において居住する者の日常生活必要な施設ということですが、必要な施設というのは、内科診療所のことですか。それとも、住居が必要な施設ということですか。」
- 農地係長 「内科診療所が周辺の地域において居住する者の日常生活必要な施設に該当するものと考えております。」
- 議長 「他にご質問等はございませんか。」
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第3号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 (挙手、多数)
- 議長 「賛成が多数ですので、議案第3号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議長 長 『議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』
を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号1番については、申請者は、母親が亡くなり、相続税の納税
猶予を申請するため、適格者証明願を申請されたものです。

申請地は、市街化区域内の農地12筆で、面積は合計で1,523.22㎡であり、現地を確認したところ、適正に管理がされております。

次に、番号2番についてですが、被相続人は先ほどの番号1番と同じ方
であります。申請者は、相続税の納税猶予を申請するため、適格者証明願
を申請されたものです。

申請地は、市街化区域内の農地1筆と調整区域内の農地が1筆の合計
2筆、面積は合計で1,699㎡であります。現地を確認したところ、適正に
管理がされております。

以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 員 (質問、意見なし)

○議長 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第4号について
証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 員 (挙手、多数)

○議長 長 「賛成が多数ですので、議案第4号については、証明することと
いたします。」

第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 長 『議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』の内、番号1番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「1番については、〇〇〇〇が、面積5,276㎡について、利用権設定をするものです。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 員 (質問、意見なし)

○議長 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第5号の内、番号1番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 員 (挙手、多数)

○議長 長 「賛成が多数ですので、議案第5号の内、番号1番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第5号の内、番号2番から11番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法

律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「2番から11番については、〇〇〇〇が、合計面積39,041㎡について、利用権設定をするものです。
以上10件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第5号の内、番号2番から11番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第5号の内、番号2番から11番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

「次に、議案第5号の内、番号12番から17番までについて議題といたします。事務局より説明願います。」

○農地係長 「12番及び13番については、〇〇〇〇が、合計面積1,061㎡について、利用権設定をするものです。
14番については、〇〇〇〇が、面積2,975㎡について利用権設定をするものです。
15番及び16番については、〇〇〇〇が、合計面積9,436㎡について利用権設定をするものです。」

17番については、〇〇〇〇が、合計面積1,982㎡について利用権設定をするものです。

以上6件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第5号の内、番号12番から17番までについて、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第5号の内、番号12番から17番までについては、異議がないものとして意見を決定いたします。」

第7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第9 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。